

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して、当該政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長をいう。
- (3) 市民等
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は改定
  - (2) 市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
  - (3) 市の基本的な制度若しくは方針を定める条例の制定又は改廃
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該政策等の意思決定が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。
- (1) 法令等に基づくもので、市に裁量の余地がないもの
  - (2) 緊急を要するもの又は改定若しくは改廃の内容が軽微なもの
  - (3) 法令等により、市民等の意見を徴収する手続が定められているもの
  - (4) パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる方法により意見聴取を行うもの

（政策等の案の公表）

第4条 実施機関は、政策等の意思決定を行う場合は、意思決定を行う前に、あらかじめ政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
  - (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等から意見を求めるに当たり実施機関が必要と認める資料
- （公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、実施機関の担当窓口における閲覧及び配布、市ホームページへの掲載並びにその他実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(意見の提出期間)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表を行ったときは、14日以上期間を設けて、市民等からの意見を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

(意見の提出方法)

第7条 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法
- 2 意見の提出の際には、提出者の住所、氏名及び電話番号(法人その他の団体にあつては、所在地、名称、代表者名及び電話番号)の明示を求めるものとする。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その内容を併せて公表するものとする。ただし、土岐市情報公開条例(平成11年土岐市条例第26号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは、除く。
- 3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載その他実施機関が適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。